様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第１面）

産業廃棄物処理計画書

2019年　6月　14日

島根県知事　　殿

提出者
住　所　広島県広島市中区国泰寺町1-7-22
氏　名　株式会社奥村組　広島支店
常務執行役員支店長　飯島　俊荘
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　082-241-2246

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第９項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称		島根県（松江市を除く）管轄内事業場
事業場の所在地		島根県（松江市を除く）管轄区域内
計画期間		2019年4月1日～2020年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
	①事業の種類	総合工事業
	②事業の規模	元請完成工事高　9,561百万円（2018年度実績）
	③従業員数	96人（2019年3月31日現在）
	④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙１のとおり

（日本工業規格　A列４番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

別紙２のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（2018年度）実績】

産業廃棄物の種類	別紙３のとおり	
排　　出　　量	t	t

（これまでに実施した取組）
- 施工法の工夫（汚泥、木くず、金属くず、混合廃棄物）
- 工場加工の推進（木くず、金属くず、ガラス陶磁器くず）
- 簡易梱包の実績（木くず、紙くず、廃プラスチック類）
- 余剰材の回収、利用（木くず、金属くず）
- プレハブ化の推進（木くず、紙くず、廃プラスチック類）

②計画

【目標】

産業廃棄物の種類	別紙３のとおり	
排　　出　　量	t	t

（今後実施する予定の取組）

上記、現状の取組を維持する。

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
・がれき類、木くず、廃プラスチック類、金属くず、廃石膏ボードを分別するため、コンテナ等の専用保管ヤードを設置する。
・石綿含有産業廃棄物は個別契約を行い、分別収集、処分を実施する。

②計画

（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

上記、現状の取組を維持する。

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">①現状</td><td colspan="3">【前年度（2018年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>別紙３のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行った産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）

実施していない。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>別紙３のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら再生利用を行う産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）

実施予定なし。</td></tr>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="5">①現状</td><td colspan="3">【前年度（2018年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>別紙３のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行った産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）

実施していない。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>別紙３のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら熱回収を行う産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）

実施予定なし。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="4">自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">① 現状</td><td colspan="3">【前年度（2018年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>別紙３のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）

実施していない。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>別紙３のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td>自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）

実施予定なし。</td></tr>
<tr><td colspan="4">産業廃棄物の処理の委託に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="9">① 現状</td><td colspan="3">【前年度（2018年度）実績】</td></tr>
<tr><td>産業廃棄物の種類</td><td>別紙３のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td>全処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
・委託先処理業者の許可条件、処理能力、最終処分場の残存容量を確認のうえ、委託基準に則り委託契約を行うとともに、適正に処理されていることをマニフェスト等で確認している。
・がれき類、木くず、石膏ボードおよび汚泥は、再生利用業者へ処理を委託している。
・電子マニフェスト交付を推進するため、電子マニフェスト導入業者へ優先的に委託している。
・委託先処理業者の中間処理施設および最終処分場の現地確認を定期的に実施している。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="9"></td><td rowspan="9">②計画</td><td colspan="4">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">産業廃棄物の種類</td><td>別紙３のとおり</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">全処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="4">（今後実施する予定の取組）

上記、現状の取組を維持するほか、下記に取り組む。
・可能な限り優良認定処理業者へ処理を委託する。
・熱回収可能な廃棄物は、可能な限り熱回収を行う業者へ処理を委託する。</td></tr>
<tr></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

備考

1　前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

2　当該年度の６月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第６条の11第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

7　※欄は記入しないこと。

別紙1　産業廃棄物の一連の処理の工程

■建設工事（建築工事、土木工事及び解体工事）

①汚泥：（再生利用）中間処理業者に再資源化処理を委託して、再生改良土や再生路盤材として再資源化

②廃プラスチック類：中間処理業者に委託して、固形燃料等の原材料として利用
又は、中間処理業者に委託して、破砕後、安定型最終処分場に埋立処分

③紙くず：中間処理業者に委託して、製紙や燃料用の原材料として利用

④木くず：（再生利用）中間処理業者に再資源化処理を委託してチップ化し、合板や燃料用の原材料、又は家畜の敷藁として再資源化
伐採材等の生木はチップ化し、製紙・合板・堆肥用として再資源化

⑤金属くず：中間処理業者に委託して、電炉鋼材等の原材料として利用

⑥ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず：中間処理業者に委託して、破砕後、安定型最終処分場に埋立処分

⑦廃石膏ボード：中間処理業者に委託して、破砕・選別処理し、路盤改良材等として再資源化
又は中間処理業者に委託して、破砕処理した後、管理型最終処分場に埋立処分
あるいは広域認定業者に委託して、石膏ボード等の原材料として再資源化

⑧がれき類：再生利用業者に再資源化処理を委託して、再生砕石や再生路盤材として再資源化

⑨石綿含有廃棄物：最終処分業者に委託して、安定型・管理型最終処分場に埋立処分

⑩廃油：中間処理業者に委託して、再利用できる廃油は再生重油として再資源化
再利用できないものは焼却処分

⑪建設混合廃棄物：中間処理業者に委託して、選別・破砕処理し、再生利用できるものは再資源化
再生利用できないものは安定型・管理型最終処分場に埋立

以上

別紙2　産業廃棄物の処理に係わる管理体制に関する事項

■管理体制図

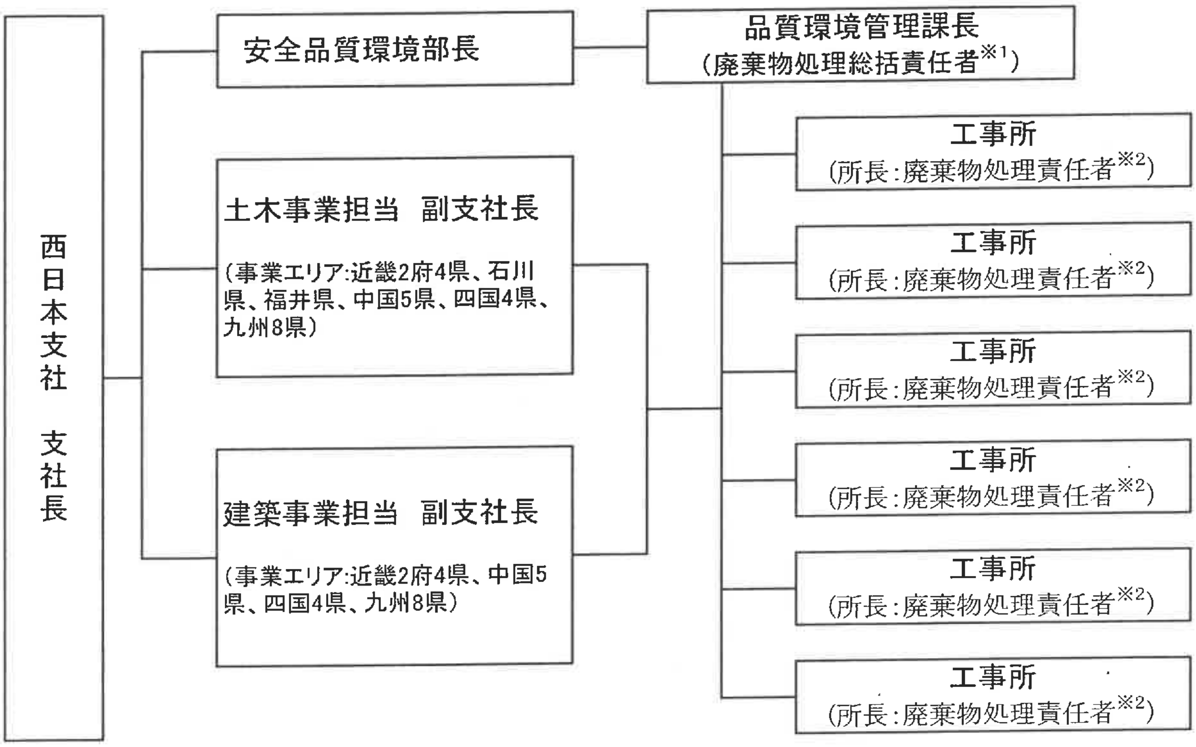

■各責任者の責務

※1　廃棄物処理総括責任者の責務
①職員、協力業者の教育、啓発
②処理業者、再資源化施設の調査、選定
③委託契約の締結管理
④工事所の関連業務の支援、指導
⑤処理実績の集計、記録の保管(処理委託契約書、マニフェストの保管 等)
⑥多量排出事業者としての行政報告(多量排出事業者、マニフェスト交付状況 等)

※2　廃棄物処理責任者の責務
①処理計画書の作成
②委託契約の立案
③処理業者の監督および処理状況の確認
④協力業者の教育・指導
⑤マニフェストの交付管理
⑥処理実績の集計、支社への報告
⑦産業廃棄物処理施設を設置する場合　管理責任者の選任
⑧特別管理産業廃棄物の処理を行う場合　特別管理産業廃物管理責任者の選任と管轄行政機関への届出
⑨発生した産業廃棄物を排出場所以外の場所(保管面積300m2以上)に仮置きする場合管轄行政機関への届出

様式第二号の八（第八条の四の五関係別紙）　別紙３

（第２面）

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2018年度）実績】										
	産業廃棄物の種類	がれき類	金属くず	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず	汚泥	木くず	紙くず	繊維くず	混合廃棄物	計
	排出量	2394.9 t	88.1 t	19.0 t	19.6 t	463.7 t	160.5 t	1.0 t	0.1 t	97.9 t	3244.8 t
②計画	【目標】										
	産業廃棄物の種類	がれき類	金属くず	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず	汚泥	木くず	紙くず	繊維くず	混合廃棄物	計
	排出量	2000.0 t	60.0 t	20.0 t	15.0 t	200.0 t	50.0 t	1.0 t	1.0 t	90.0 t	2437.0 t

（第３面）

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（2018年度）実績】										
	産業廃棄物の種類	がれき類	金属くず	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず	汚泥	木くず	紙くず	繊維くず	混合廃棄物	計
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0 t
②計画	【目標】										
	産業廃棄物の種類	がれき類	金属くず	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず	汚泥	木くず	紙くず	繊維くず	混合廃棄物	計
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0 t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（2018年度）実績】										
	産業廃棄物の種類	がれき類	金属くず	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず	汚泥	木くず	紙くず	繊維くず	混合廃棄物	計
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0 t
②計画	【目標】										
	産業廃棄物の種類	がれき類	金属くず	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず	汚泥	木くず	紙くず	繊維くず	混合廃棄物	計
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0 t

様式第二号の八（第八条の四の五関係別紙）

（第４・５面）

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（2018年度）実績】										
	産業廃棄物の種類	がれき類	金属くず	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず	汚泥	木くず	紙くず	繊維くず	混合廃棄物	計
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0 t
②計画	【目標】										
	産業廃棄物の種類	がれき類	金属くず	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず	汚泥	木くず	紙くず	繊維くず	混合廃棄物	計
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0 t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2018年度）実績】										
	産業廃棄物の種類	がれき類	金属くず	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず	汚泥	木くず	紙くず	繊維くず	混合廃棄物	計
	全処理委託量	2394.9 t	88.1 t	19.0 t	19.6 t	463.7 t	160.5 t	1.0 t	0.1 t	97.9 t	3244.8 t
	優良認定処理業者への処理委託量	7.4 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	48.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	55.4 t
	再生利用業者への処理委託量	2336.7 t	88.1 t	8.4 t	6.5 t	463.7 t	160.5 t	0.1 t	0.1 t	39.1 t	3103.2 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
②計画	【目標】										
	産業廃棄物の種類	がれき類	金属くず	廃プラスチック類	ガラス・陶磁器くず	汚泥	木くず	紙くず	繊維くず	混合廃棄物	計
	全処理委託量	2000.0 t	60.0 t	20.0 t	15.0 t	200.0 t	50.0 t	1.0 t	1.0 t	90.0 t	2437.0 t
	優良認定処理業者への処理委託量	7.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	20.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	27.0 t
	再生利用業者への処理委託量	1950.0 t	60.0 t	9.0 t	5.0 t	200.0 t	50.0 t	0.1 t	1.0 t	35.0 t	2310.1 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t	0.0 t

平成30年度産業廃棄物税充当事業

産業廃棄物税は、「循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用に充てるため(福島県産業廃棄物税条例第1条から抜粋)」課税するものです。
産業廃棄物税の税収を財源とする平成30年度の事業については、以下のとおりです。

単位:千円

No	目的・効果等	事業名		予算額(充当額)	担当課
1	産業廃棄物の排出抑制	(1) 産業廃棄物抑制及び再利用施設整備支援事業		49,274	産業廃棄物課
		(2) 食品ロス削減推進事業		6,871	一般廃棄物課
		(3) 3R総合推進事業		2,756	一般廃棄物課
			小計	58,901	
2	産業廃棄物の再生利用の推進	(4) エコ・リサイクル製品普及拡大事業		21,872	環境共生課
		(5) 石英ガラス粉末のゴムフィラーとしての有効活用		4,793	産業創出課
		(6) 環境にやさしいモデル工事推進事業		11,000	技術管理課
			小計	37,665	
3	産業廃棄物処理施設の整備促進	(7) ダイオキシン類等有害物質安全確認調査事業		6,238	産業廃棄物課
		(8) 水環境調査指導費		3,071	水・大気環境課
			小計	9,309	
4	優良処理業者の育成	(9) 産業廃棄物処理業務研修会開催事業		7,127	産業廃棄物課
		(10) 産業廃棄物業者情報提供環境整備事業		2,682	産業廃棄物課
			小計	9,809	
5	処理施設に対する地域住民等の理解促進	(11) 産業廃棄物処理施設理解促進支援事業		4,015	産業廃棄物課
		(12) (新)産業廃棄物最終処分場理解促進支援事業		4,051	産業廃棄物課
			小計	8,066	
6	産業廃棄物の適正処理の推進	(13) 産業廃棄物税交付事業		46,000	産業廃棄物課
		(14) 産業廃棄物排出処理状況確認調査事業		24,624	産業廃棄物課
		(15) PCB廃棄物適正処理促進事業		53,565	産業廃棄物課
		(16) 不法投棄防止総合対策事業		88,288	産業廃棄物課
		不法投棄防止総合対策事業 (人件費)		56,000	
		(17) 不法投棄防止総合対策事業 (燃料費)		2,341	災害対策課
		(18) 環境創造センター運営事業(調査・分析部環境調査課の運営費相当分)		54,207	環境共生課
			小計	325,025	
その他		(19) 環境教育等促進事業		2,506	生活環境総務課
		(20) 地球温暖化対策事業		11,726	環境共生課
		(21) ふくしまエコオフィス推進事業		4,611	環境共生課
		(22) 地球にやさしいふくしまライフスタイル普及啓発事業		2,082	環境共生課
		(23) 未来を創る子どもたちの省エネ意識向上事業		3,247	環境共生課
		(24) ふくしま子ども自然環境学習推進事業		12,198	自然保護課
		(25) 化学物質安全・安心社会づくり促進事業		3,907	水・大気環境課
		(26) 産業廃棄物排出事業場等に係る水質保全対策事業		4,643	水・大気環境課
		(27) ダイオキシン類発生源総合調査事業		19,511	水・大気環境課
		(28) 紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト事業		13,125	水・大気環境課
		(29) アスベスト含有産業廃棄物飛散防止対策事業		2,510	水・大気環境課
		(30) 放射性物質汚染廃棄物処理総合対策事業		30,266	中間貯蔵施設等対策室
		放射性物質汚染廃棄物処理総合対策事業 (人件費)		12,000	
			小計	122,332	
		30事業	合計	571,107	